

教育標準時間認定(1号) 利用者負担月額

◆1世帯に年少から小学校3年までの子どもが2人以上いて、最年長の子どもから2人目に当たる子どもが教育認定(1号)子どもの場合は半額。3人目以降は無料。

◆B、C2、C3、C5階層(■ の階層)で、生計を同じにする子どもが2人以上いる世帯の場合、子どもの年齢に関係なく、第2子以降は無料。

◆C4、C6階層(■ の階層)で、生計を同じにする子どもが2人以上いる世帯の場合、子どもの年齢に関係なく、第2子は半額、第3子以降は無料。

幼稚園(新制度移行)・認定こども園(教育部分)

(単位:円)

階層	定	義	金額
A	生活保護世帯等		0
B1	市町村民税非課税		ひとり親世帯等 0
B	上記以外		1,500
C1	市町村民税均等割のみ課税		ひとり親世帯等 0
C2	上記以外		3,000
C3	市町村民税所得割額	48,600円以下	ひとり親世帯等 3,000
C4		上記以外	5,100
C5	48,601円以上77,100円以下	ひとり親世帯等	3,000
C6		上記以外	6,700
D1	77,101円以上211,200円以下		16,500
D2	211,201円以上250,000円以下		20,800
D3	250,001円以上		21,700

和歌山市立幼稚園

(単位:円)

階層	定	義	金額
A	生活保護世帯等		0
B1	市町村民税非課税		ひとり親世帯等 0
B	上記以外		1,500
C1	市町村民税均等割のみ課税		ひとり親世帯等 0
C2	上記以外		3,000
C3	市町村民税所得割額	48,600円未満	ひとり親世帯等 3,000
C4		上記以外	5,100
C5	48,601円以上77,100円以下	ひとり親世帯等	3,000
C6		上記以外	6,300
D	上記以外の世帯		6,300

保育認定(2号・3号) 利用者負担月額

2019年4月1日現在

◆1世帯に保育所、認定こども園、幼稚園等を利用する子どもが2人以上いて、最年長の子どもから2人目に当たる子どもが保育認定(2号・3号)子どもの場合は半額。3人目以降は無料。

◆B、C1、C3、C5、C7、C9階層(■ の階層)で、生計を同じにする子どもが2人以上いる世帯の場合、子どもの年齢に関係なく、第2子以降は無料。

◆C2、C4、C6階層(■ の階層)で、生計を同じにする子どもが2人以上いる世帯の場合、子どもの年齢に関係なく、第2子は半額、第3子以降は無料。

保育所・認定こども園(保育部分)

(単位:円)

階層	定	義	3歳未満児		3歳以上児	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯等		0	0	0	0
B1	市町村民税非課税		ひとり親世帯等 0	0	0	0
B	上記以外		4,500	4,500	3,000	3,000
C1	市町村民税均等割のみ課税		ひとり親世帯等 4,500	4,500	3,000	3,000
C2	上記以外		10,700	10,700	7,700	7,700
C3	市町村民税所得割額	48,600円未満	ひとり親世帯等 4,500	4,500	3,000	3,000
C4		上記以外	13,600	13,400	10,500	10,400
C5	48,601円以上57,700円未満	ひとり親世帯等	4,500	4,500	3,000	3,000
C6		上記以外	18,000	17,700	14,300	14,100
C7	57,701円以上59,600円未満	ひとり親世帯等	4,500	4,500	3,000	3,000
C8		上記以外	21,000	20,700	15,600	15,400
C9	59,601円以上77,101円未満	ひとり親世帯等	4,500	4,500	3,000	3,000
C10		上記以外	24,900	24,500	18,900	18,600
D1	77,101円以上97,000円未満		30,000	29,500	22,100	21,800
D2	97,000円以上119,900円未満		35,600	35,000	23,600	23,200
D3	119,900円以上137,100円未満		40,900	40,300	24,200	23,800
D4	137,100円以上169,000円未満		44,500	43,800	26,100	25,700
D5	169,000円以上301,000円未満		54,900	54,000	29,100	28,700
D6	301,000円以上397,000円未満		64,000	63,000	32,100	31,600
D7	397,000円以上		74,000	72,800	35,100	34,600

○ひとり親世帯等には、在宅障害児(者)のいる世帯を含みます。

○生活保護世帯等は、生活保護法による被保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の受給世帯です。

○施設を利用する児童と生計を同一にする父母(又は祖父母等)の市町村民税額の合計額で、利用者負担額を決定します。

○市町村民税所得割額は住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除、配当控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除前の額を適用します。

○2019年4月～8月は2018年度の市町村民税、9月～2020年8月は2019年度の市町村民税により決定します。毎年9月が利用者負担額の切り替え時期です。